

埼内管第24-2号
令和5年3月28日

一般社団法人 全日本釣り団体協議会長 様

埼玉県内水面漁場管理委員会
会 長 岡 本 信 明

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示について(通知)

標記の件について、別添写しのとおり令和5年3月28日付けで告示しましたので通知します。

つきましては、貴団体の構成員に対し周知徹底くださるようお願いいたします。

事務局 埼玉県農林部生産振興課
花き・果樹・特産・水産担当
電 話 048-830-4151
FAX 048-830-4843



埼玉県報

第 399 号

令和 5 年(2023 年)

3 月 28 日

火曜日

目次

規則

- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則 (総務給与課)

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく取消処分 (建設管理課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 県営都市公園 (さきたま古墳公園) の区域の変更 (公園スタジアム課)
- 北本都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧 (公園スタジアム課)
- 県営都市公園 (春日部夢の森公園) の区域の変更 (公園スタジアム課)
- 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の供用の開始 (東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定 (東松山県土整備事務所)
- 県道本田小川線の区域の変更 (東松山県土整備事務所)
- 県道本田小川線の供用の開始 (東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の供用の開始 (東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定 (東松山県土整備事務所)

令和5年(2023年)3月28日

- 県道熊谷小川秩父線の道路の占用を制限する区域の指定 (東松山県土整備事務所)
- 県道深谷東松山線の道路の占用を制限する区域の指定 (東松山県土整備事務所)
- 県道ときがわ坂戸線の道路の占用を制限する区域の指定 (東松山県土整備事務所)
- 県道小川町停車場線の道路の占用を制限する区域の指定 (東松山県土整備事務所)
- 県道菅谷寄居線の道路の占用を制限する区域の指定 (東松山県土整備事務所)
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (秩父県土整備事務所)
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始 (秩父県土整備事務所)
- 一般国道 299 号の区域の変更 (秩父県土整備事務所)
- 一般国道 299 号の供用の開始 (秩父県土整備事務所)
- 県道長瀨児玉線の供用の開始 (本庄県土整備事務所)
- 道路の占用を制限する区域の指定 (熊谷県土整備事務所)
- 県道針ヶ谷岡線の供用の開始 (熊谷県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会臨時会の招集 (教委・総務課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定 (選挙管理委員会)
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程 (選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定 (選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動 (選挙管理委員会)
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程 (監査第一課)
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程 (審査調整課)
- **新型コロナウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面漁場管理委員会)**

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで